

## 表彰推薦規定

### (総則)

第1条 日本神経生理検査研究会(以下「本会」という)が行う表彰推薦は、この規定の定めるところによる。

### (表彰の種類)

第2条 この規定による表彰推薦は、次の四種類とする。

1. 会長賞
2. 学術奨励賞
3. 特別賞
4. 特別功労賞

### (構成及び選出)

第3条 構成および選出は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 表彰推薦委員会の構成は最大7名とし、各支部から1名以上選出する。
2. 委員は、副会長・評議員および各支部幹事の中から各支部長が推薦し、評議員会の議決を経て委嘱する。
3. 委員長・副委員長は、委員の互選とする。

### (任期)

第4条 任期は次の各号に定めるとおりとする。

1. 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。
2. 欠員が生じた場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(招集および運営)

第5条 委員長は、必要に応じて表彰推薦委員会を召集し、委員会の適切な運営を図るものとする。

(推薦)

第6条 推薦は次の各号に定めるとおりとする。

1. 委員長は、審議の結果、表彰該当者があつた場合は表彰推薦者名簿および審議経過報告書作成し、事務局に提出する。
2. 会長は、表彰推薦者名簿を評議員会に諮り、承認を得て本会として推薦するものとする。

(補足)

第7条 委員会は会合の都度議事録を作成し、事務局に提出するものとする。

第8条 この規定で処理できない事項は、評議員会の議決によるものとする。

第9条 各賞の詳細は別紙に定めるとおりとする。

附則

この規定は、平成15年11月1日より施行する。

附則

この規定は、令和元年9月10日より施行する。

附則

この規定は、令和6年6月25日より施行する。

# 表彰規定

## (総則)

第1条 日本神経生理検査研究会(以下「本会」という)が行う表彰推薦は、この規定の定めるところによる。

## (表彰の種類)

第2条 表彰は次の四種類について行う。

1. 会長賞
2. 学術奨励賞
3. 特別賞
4. 特別功労賞

## (表彰の趣旨)

第3条 表彰の趣旨は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 会長賞は、神経生理分野の発展に多大な寄与をする波及効果を認めた医学研究を行っている本会会員を褒賞し更なる発展を期待して表彰する。
2. 学術奨励賞(以下「奨励賞」という。)は、神経生理学の進歩に寄与する顕著な研究を行っている比較的経験歴の浅い本会会員を褒賞し、将来の発展を期待奨励して表彰する。
3. 特別賞は、神経生理検査における教育又は社会活動を通して、神経生理学の向上に多大な寄与を行った本会会員を褒賞して表彰する。
4. 特別功労賞(以下「功労賞」という。)は、本会の運営等につき特別の功労のあった者を褒賞して表彰する。

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 会長賞 毎年1件とし、表彰及び副賞を授与する。
2. 奨励賞 毎年1件とし、表彰及び副賞を授与する。
3. 特別賞 毎年1件とし、表彰及び副賞を授与する。
4. 功労賞 該当者がいた場合に表彰及び副賞を授与する。
5. 表彰は、毎年総会での承認後7月頃に行う。

(受賞者の要件)

第5条 受賞者の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 会長賞 ア 本会会員であること。  
イ 総説、原著論文、症例報告など、神経生理分野に波及効果を認めた原稿を公表していること。
2. 奨励賞 ア 本会会員であり神経生理分野の経験年数が15年未満であること。  
イ 和文や英文問わず査読あり原著論文を学会誌で発表していること。
3. 特別賞 ア 本会会員であること。  
イ 神経生理を担当する会員のために貢献度が高かった原稿や講演・発表を行っていること。  
ウ 論文に限らず神経生理に関する指導や学術活動などを行った者も対象とする。
4. 功労賞 ア 本会会員であること。  
イ 本会の運営等につき特別の功労を行った者。

(受賞者の義務)

第6条 受賞者は、メーリングリストにて研究の概要とこれからの展望について紹介するなど、受賞に伴う情報共有を行う(要検討)。

(受賞者の選考等)

第7条 受賞者の選考等については、次の各号に定めるとおりとする。

1. 対象の検索は基本的に自推とするが他薦も可とする。
2. 自推の方法としては、(本研究会のHPにある問い合わせメール、新たに Google フォームを作成(期限設定せず)、LINE や Slack など有料ツールを使用した方法(広報 WG 運用次第のため不確定要素))、上記の方法で情報を収集する。
3. 論文発表した会員は研究会に自ら情報を発信する(HP 掲載、会費ペイメール利用、有料ツールでの広報など)。
4. 各支部 1 人以上の審査員を選出(7 名程度)する。詳細は内規【1】表彰推薦規参照
5. とりまとめは表彰推薦委員が行う。

(補足)

第8条 この規定に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、評議委員会に諮り別に定める。

附則

この規定は、令和 6 年 6 月 25 日から施行する。